

|      |            |      |         |     |      |
|------|------------|------|---------|-----|------|
| タイトル | 論考大津事件     |      |         |     |      |
| 著者名  | 山中敬一       | 出版者  | 成文堂     | 発行年 | 1994 |
| 請求記号 | 326.2  261 | 資料ID | 0702698 |     |      |

## ✿先生からの推薦資料紹介✿



私は大審院長・児島惟謙の生涯に思いを致す時、歴史の中にある種の偶然というものを感じずにはいられない。大津事件が発生したのは1891年5月11日であり、児島が大審院長に任ぜられたのはその僅か5日前の1891年5月6日であった。ロシア皇太子ニコライは、シベリア鉄道の起工式に参加するために極東への旅に出たが、明治の日本にも立ち寄り京都見物などを楽しんでいたのだ。日本政府は国賓の礼をもって歓待した。しかし、ニコライが滋賀県庁を出た後、突如、警備担当の巡查・津田三蔵がニコライの頭部めがけてサーベルで斬りつけたのである。幸い、ニコライの生命に別条はなかったが、当時の日本政府は混乱した。

時の政府は松方正義内閣であったが、閣僚達は皇室罪(旧刑法116条)を適用して津田を死刑にするよう大審院の判事達に圧力をかけたのである(元老の伊藤博文も皇室罪を適用すべきだとの考えであった)。実は、ニコライ訪日に先立ち、青木外務大臣とロシア公使シェーヴィッチとの間に外交上の秘密の協定が存在し、ニコライに万が一のことがあれば外国の皇太子であったとしても皇室罪を適用するものと予め両者の間で合意されていたのである(もちろん当時の日本国民にはこのような合意の存在は知らされていない)。

事件発生後、児島は西郷従道内相に会ったが、西郷は津田を死刑にしないと「露国の艦隊は品川即頭に殺到し・・・国家を破壊」する結果になるとの懸念を表明した。これに対し、児島は「法律は国家生存の動脈なり」と西郷を喝破し、あくまでも謀殺未遂罪を適用して津田を無期徒刑にすべきだとの意見を常々と開陳した。この頃の日本は大国ロシアに立ち向かう力は未だ乏しく、政府も国民も「恐露病」ともいべき状況に陥っていた。今日的な視点から見ても、西郷や青木が津田の死刑を力説する中、司法権の独立を墨守した(5月18日には松方首相が児島を内閣に招き閣僚らも個別に担当判事達に而会した。5月25日には西郷と山田顕義法相が判事達に而会を要求した)児島の態度は賞賛に値するものである。戦時中にはこの時の政府と児島の対立を、国家価値優位か法価値優位かをめぐる論争として整理した論稿も公表されたが(宮沢俊義)、一般に、政府は国家価値を優位に置き反対に児島は法価値の優越を認めためかかかる論争が生じたものと解釈されているようである。しかし、筆者は、児島は「国家の威厳」を正要視したのであり威厳なき国家は無価値だとしたとのスタンスであった旨述べておられる。また、児島に対しては、大審院で自判する必要はなく管轄違を言渡すべきだったとの批判もある。しかし著者はこれも不当な批判だとする。著者は明治刑事訴訟法315条2項の規定内容にまで言及し、真の問題は管轄違を言渡すか否かではなく、公判開始後に管轄裁判所を指定して移送するか自判するかであったことを明らかにされた。他に、児島については、緊急勅令の発布を内閣に促している、国際合意の存在から津田の死刑が導かれるはずだ、児島は事後に弄花事件を起こし引退した等の非難も加えられているが、著者はこうした非難は的を射ていないとして批判に逐一丁寧に応えておられる。著者は、結論的に、津田にはせいぜい故殺未遂罪が適用されるにすぎないとの主張も展開された。

もっとも、現在では、児島を単純に「護法の神」だとすることはできないものとされている。そもそも児島は大審院長ではあるものの担当判事ではない。担当判事達を説得して翻意させ半ば強引に謀殺未遂罪適用との結論を導いた児島の態度には批判もある(土師・中・高野・木下は、既に、児島の説得を受ける前に政府の干渉を受け、津田に皇室罪を適用すべしとの意見を固めていた)。このような児島の手法については、むしろ児島の方こそ司法の独立に容喙しているとの批判も提起されているところである。児島の判事説得行為は職権濫用行為としての構成要件には該当するが、超法規的に違法性が阻却されるとする見解なども公にされている(旧刑法75条2項の緊急避難の規定を類推する家永三郎の説)。しかしながら、著者は、こうした説得行為は干渉の排除にとどまるレベルではなく緊急避難として「相当」でなかったとすべきであるが、こうした見解は結果的に監督機関の裁判干渉をジャスティファイする帰結に立ち至ると警鐘を鳴らしておられる。

本書を読めば、大津事件の顛末・時代背景、政府の司法への干渉の具体的内容、司法権の独立、児島の行動の法哲学的意味、児島が法実証主義名でなかったこと、当時の三審制の意味、「法人主義」の意味内容等が理解できるようになるに違いない。著者の山中敬一博士は著名な刑法学者であり専門的な分析は他の追隨を許さないものであるが、それにとどまらず、法律のことを知らない学生諸君でも問題の所在が把握できるように、きめ細かい配慮のもとに平易に著述されているように私には感じられた。是非とも学生諸君に読んで頂きたい一冊である。